



「令和 3 年度 札幌市心のバリアフリー推進事業運營業務」に係る公募型企画競争について、下記のとおり、告示する。

令和 3 年（2021 年）4 月 16 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 3 階
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業計画担当係
担当：小林、干場
電話：011-211-2936 FAX：011-218-5181
メールアドレス：sho.fukushi@city.sapporo.jp

2 契約に関する事項

(1) 役務の名称

令和 3 年度 札幌市心のバリアフリー推進事業運營業務

(2) 調達案件の内容

提案説明書による。

(3) 履行期間（予定）

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 委託事業者の選定方法

公募型企画競争により選定する。なお、契約に至るまでの流れは、以下のとおり。（応募方法及び提出書類の詳細は、提案説明書による。）

ア 参加者の募集・企画競争参加意向申出書の受付

イ 一次審査（書類審査）の実施

ウ 最終審査（書類・ヒアリング審査）の実施

エ 上記ウの審査により、最も評価が高い 1 者を契約候補者として選定

オ 契約候補者と協議のうえ、委託契約を締結

※ 一次審査は、参加人数によっては行わない場合がある

3 参加資格

この企画提案に応募する事業者は、事業の実施に必要な能力を有する民間企業、公益法人等であって、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定又は宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (9) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなくかつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実に認められること。

4 参加意向申出書等の提出方法

上記 1 記載の契約担当部局へ、持参により提出すること。

提出期限：令和 3 年 4 月 30 日（金）16 時（必着）

5 提案説明書等の交付方法

以下の札幌市公式ホームページにおいて公開する。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keiyakujocho/kikakukyoso/kokoro_suishinr3.html